

○一関工業高等専門学校自動車運用管理規則

(平成26年6月12日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校が所有する自動車（賃貸（リース，レンタル）等を含む。以下「校用車」という）について、適正な運用及び管理を図ることを目的とする。

(管理者等)

第2条 校用車の適正な運用及び管理を図るため、校用車管理者（以下「管理者」という。）を置き、管理者を補助するため校用車管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置く。

2 管理者は総務課長を、管理補助者は総務課契約係長をもって充てる。

(管理者及び管理補助者の職務)

第3条 管理者及び管理補助者（以下「管理者等」という。）は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 校用車を運転する者（以下「運転者」という。）の指導及び監督
- 二 校用車使用・学生同乗の承認
- 三 校用車の運用及び管理に関する記録等の整理保存
- 四 校用車の整備・安全管理に関すること
- 五 車庫等の管理（校用車及び校用車の鍵の管理を含む）
- 六 その他校用車の運用及び管理に必要な事項

(運転業務)

第4条 校用車の運転業務は、運転者として管理者が許可した教職員が行う。

(運転業務の登録申請・許可)

第5条 各系長、領域長、技術室長及び各課長等は、所掌する教職員を運転者として登録する場合は、次の各号の要件を満たす者を別紙第1号様式により管理者へ登録の申請をするものとする。

- 一 自動車運転免許（普通自動車1種以上）取得後3年以上を経過していること
- 二 日常において、自家用自動車を運転していること
- 三 過去1年間に於いて無事故であり、かつ、免許停止の処分を受けていないこと

2 管理者は、前項による登録申請があった場合は、これを審査し許可するものとする。

(運転者の許可取り消し)

第6条 各系長、領域長、技術室長及び各課長等は、運転者が次の各号の一に該当したときは、別紙第2号様式により管理者に取消の申請をしなければならない。

- 一 自動車運転免許証が失効したとき
- 二 自身が原因で事故証明書が発行される事故を起こしたとき
- 三 免許停止の処分を受けたとき

- 四 心身の故障のため、運転業務に支障をきたす恐れがあるとき
- 五 その他特別な事由があるとき

(使用の原則)

第7条 校用車の使用は、業務遂行上必要と認められる次の場合で、原則として労働時間内とする。

ただし、行事等の内容により休日等に使用許可された場合はこの限りでない。

- 一 学校行事及び教育研究に必要なとき
- 二 事務連絡等業務遂行上必要なとき
- 三 来客等の送迎が必要なとき
- 四 その他管理者が適当と認めたとき

(使用の手続き)

第8条 校用車を使用する者は、事前に校用車使用Web申請書により校用車使用申請を行うとともにOutlook予定表に校用車使用予約入力を行ったうえで、管理者に許可を得るものとする。

2 管理者は、校用車使用申請書の提出があったときは、使用日時、用務内容等を勘案して許可するものとする。

(使用許可取り消し)

第9条 管理者は、前条第2項の規定により使用許可した後、校用車使用申請書の内容と著しく相違するときは、使用許可を取り消すことができる。

(運転者の責務)

第10条 運転者は、道路交通法等関係法令及びこの規則を遵守するとともに、次の各号に留意しなければならない。

- 一 校用車の運行経路は、合理的かつ経済的な経路とすること
- 二 運転前に車両点検を行い、異常を認めた場合は管理者に報告し、指示を受けること
- 三 校用車運転中に、故障等車両に異常を発見したときは、直ちに管理者に報告し指示を受けること
- 四 校用車使用後は、清掃・点検を行い所定の場所に格納し、運転に係る報告を行ったうえで鍵の返還をすること

(交通事故発生の場合の措置)

第11条 運転者は、校用車運転中に事故が発生したときは、直ちに道路交通法等関係法令に基づく措置を講ずるとともに、その現状を管理者等に報告し指示を受けなければならない。

2 管理者は、前項による報告を受けたときは、必要に応じ関係職員を現場に派遣し適切な措置を講ずるものとする。

3 運転者は、事故が発生したときは、被害者及び加害者並びにその他の関係者に対し、事故の責任、損害賠償等に関し一切の取り決めをしてはならない。

4 運転者は、管理者から指示があった場合には事故状況の報告書を別紙様式3により速やかに提出するものとする。

(学生の同乗)

第12条 校用車を使用する場合において、保護者の同意を得た以下の場合に限り、学生の同乗を認めることができる。

一 本校の行事、催し物又は広報活動として、学生帯同の必要性から同乗させることを認める場合。

二 地方公共団体又は公的機関及びこれに準ずる機関から本校への要請に応じ関連する行事等に参加するとき、補助のために学生を同乗させることを認める場合。

三 教員の実験・調査研究補助のために学生を同乗させることを認める場合。

四 前各号に規定するもののほか、校長が特に必要と認める場合。

2 以上により学生を同乗させる場合は、第8条による管理者の許可を得るものとする。

3 運転者は、天候、道路事情等が安全運転に支障がないことを確認するとともに、非常時の場合の連絡体制を定めておくこと。

(その他)

第13条 この規則によりがたい事態が発生した場合は、当事者が管理者と協議するものとする。

第14条 この規則に係る事務手続きは総務課が行う。

附 則

1 この規則は、平成26年6月12日から施行する。

2 この規則施行に伴い、一関工業高等専門学校自動車使用規則（昭和44年12月16日制定）及び一関工業高等専門学校公用車安全運行管理規則（平成19年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月13日規則第1号）

1 この規則は、令和5年7月13日から施行する。

2 この規則施行に伴い、一関工業高等専門学校が所有する自動車への学生同乗に関する申合せ（平成28年10月11日運営委員会承認）は廃止する。

附 則（令和7年3月6日規則第20号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別紙第 1 号様式

運 転 者 登 録 申 請 書

年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

系長・領域長・課長・室長

印

下記教職員を、一関工業高等専門学校自動車運用管理規則第 5 条の規定に基づき校用車の運転者として登録したいので申請します。

記

所 属	氏 名	免許証 の種類	主として運転 可能な車種	免許取得年月日	運転歴
		☐ 普 通 ☐ 準中型 (5t限定) ☐ 中 型 (8t限定) ☐ 中 型	☐ セダン ☐ ワゴン ☐ トラック	年 月 日	
				免許の有効期間	
				年 月 日	年 月
		☐ オートマ限定			

重要

(申立事項) 申請時点で、

- ☐ 自動車運転点免許取得後 3 年以上経過しています。
- ☐ 日常において、自家用自動車等を運転しています。
- ☐ 過去 1 年以内に事故歴はありません。
- ☐ 過去 1 年以内に免許停止の処分歴はありません。

※上記の太線枠内に記入し、(申立事項)を確認・チェック✓のうえ申請して下さい。
※オートマチック車限定(上記「オートマ限定」)免許の場合はマニュアル車については登録できません。

※一度登録すると教職員でなくなった場合及び許可取消の場合を除き限り有効です。
※規則第 6 条に規定する許可取消の事由が生じた場合は別紙第 2 様式により速やかに申し出てください。

校 長	事務部長	総務課長	課長補佐	係 長	担当者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日

登 録 伺

上記の者を校用車の運転者として登録してよろしいか伺います。

(裏面)

(注意事項)

1. 記載内容に虚偽があった場合は本人の不利益になることがありますので、申請にあたっては、免許の有効期限、事故歴、違反歴等を確認してください。
2. 申請後は自己の責任において、免許の有効期間や免許条件の確認を行い、違反行為のないようにして下さい。
3. 登録後に事故や免許停止の処分があった場合は登録を取り消しますので、速やかに申し出て下さい。
4. 許可取り消し後に、再度申請が可能となるのは次の場合です。
 - (1) 事故から1年を経過したとき。
 - (2) 免許停止期間が終了してから1年を経過したとき。

別紙第 2 号様式

運 転 者 登 録 取 消 届 出 書

年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

系長・領域長・室長・課長

印

下記の者について、一関工業高等専門学校自動車運用管理規則第 6 条の規定に基づき
校用車の運転者登録の取消の届出をします。

記

所 属	氏 名	取消届出の理由
	印	1. 自動車運転免許証の失効 2. 自身が原因で事故証明書が発行される事故を起こした 3. 免許停止の処分を受けた 4. 心身の故障のため、運転業務に支障をきたす恐れがある 5. その他特別な事由がある ()

校 長	事務部長	総務課長	課長補佐	係 長	担当者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日

登 録 取 消 伺

上記の者について校用車の運転者としての登録を取り消してよろしいか伺います。

別紙第3号様式

校 長	事務部長	総務課長	課長補佐	係 長	担当者

年 月 日

一関工業高等専門学校校用車管理者 殿

運転者
職名
氏名 印

校用車の事故等について（報告）

年 月 日下記のとおり，交通事故（違反）が発生しましたので，報告します。

記

1 交通事故

1) 事故の 種別	☐ 加害 ・衝突 ・接触 ・横転 ・その他 ☐ 被害 ・追突 ・転落 ・転倒			☐ 死亡 ☐ 負傷 ☐ 物件破損 ・建物 ・建物以外	
(2) 事故発 生日時	年 月 日 午前・後 時 分		(3) 天 候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ 雪 ☐ 霧 ☐ 暴風又は暴風雨 ☐ その他	
(4) 事故発 生場所				(5) 道路名	線
職 員	(6) 所属			(7) 職名氏 名年齢	(歳)

(12) 相手方 ☐ 人 ☐ 自動車 ☐ 電 車 ☐ バ ス ☐ バイク ☐ 自転車 ☐ 諸 車 ☐ その他	(8) 用務		(9) 自動車等の種別、車名及び登録番号	
	(10) 同乗者の有無		(11) 貨物の種類及び積載量	
	(13) 氏名、性別、年齢 ☐ 男 ☐ 女 (歳)		(14) 職業及び住所	
	(15) 勤務先及び代表者名		(16) 住所電話番号 (電話番号)	
	(17) 免許 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 免許種類外 ☐ 免許停止中		(18) 自動車の種別、車名及び登録番号	
	(19) 契約保険会社		(20) 保険契約者	

(21) 事故の概況	※別紙可		(22) 事故現場の見取図	※別紙可
(23) 傷害の部位及び程度	職 員	☐ 全治 日 ☐		
	相手方	☐ 全治 日 ☐ 死亡		
(24) 物件破損の程度	職 員	評価 円		
	相手方	評価 円		
(25) 事故の原因				
職員に関する調（職員が加害者の場合）	(26) 事故発生前1週間の稼働状況			
	(27) 事故車両の運転経歴		(28) 当日の健康状態	

	(29) 運転経路に対する認識		(30) 過去の車両運行に係る刑事罰又は行政罰の有無有の場合その内容	☐ 無 ☐ 有 内容
(31) 現在までの事故の処理状況			(32) 所轄警察署名	
(33) 事故本人等の申立て	(事故の概況等) 上記の通り相違ありません。 年 月 日 本人 同乗者等 氏 名 印 氏 名 印			
(34) 備 考				

2 交通違反

(1) 発生日時	年 月 日 午 前・後 時 分	(2) 天 候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ 雪 ☐ 霧 ☐ 暴風又は暴風雨 ☐ その他
(3) 発生場所		(4) 道路名	線

運転者	(5) 所 属		(6) 職名氏 名年齢 (歳)	
(7) 用 務			(8) 自動車 等の種 別, 車 名及び 登録番 号	
(9) 実車, 空 車の別	☐ 実車 人 ☐ 空車		(10) 貨物の 種類及 び積載 量	
(11) 違反の状 況			(12) 状況見 取図	
(13) 違反処分 の内容			(14) 所轄警 察署名	
(15) 本人の申 立て	上記の通り相違ありません。 年 月 日 本 人 氏 名 印			
(16) 備 考				

(注) 1 交通事故の報告の様式における各欄の記入は、次によること。

(1) 該当する箇所（口内）にレ印をつけて表示し、不明の箇所には、不明又は調

査中と記入すること。

- (2) 「事故発生場所」欄には、できるだけ番地及び地割まで記入すること。
 - (3) 「道路名」欄には、国道、県道、市町村道名等を記入すること。
 - (4) 「職業現住所」欄の職業は、無職の場合にあってはその内容（例えば、主婦、学生等）を（ ）書きにすること。
 - (5) 「勤務先及び代表者」欄において、商店経営等の場合は、その〇〇商店経営とか、児童生徒等の場合は保護者の氏名を記入すること。
 - (6) 「免許」欄には、相手側が自転車等の場合に、当該運転免許の有無を記入し、無の場合にあっては、それが全く無免許か、又は免許停止処分中のものかの別を該当する箇所（□内）にレ印を記入すること。
 - (7) 「契約保険会社名」欄には、相手側が自動車等の場合に記入し、当該自動車等が加入している自動車損害賠償保険にあっては契約保険会社名、任意保険に加入している場合にあっては当該任意保険会社名も併せて記入すること。
 - (8) 「事故の概況」欄には、事故の概況を時間的経過に従い詳細に記入し、事故当時の道路の状況（道路の構造、状態等）、交通量等の状況も記入すること。
 - (9) 「事故現場の見取図」欄には、事故現場を中心に事故地点を×印で表示するとともに附近の主な建物等の位置も記入し、現場を容易に確認できるように記入すること。なお、この見取図は別紙としてもよい。
 - (10) 「傷害の部位及び程度」欄は、医師の診断の結果により記入すること。
 - (11) 「物件破損の程度」欄は、具体的に内容を記入すること。
 - (12) この報告には、所轄警察署長の発行する事故証明書、医師の診断書を添付すること。
- (注) 2 交通違反の報告の場合における様式の記入についても交通事故の報告の場合に準じて各欄に記入すること。